

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年3月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500370号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500027号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成30年12月1日から同年1月1日に訂正し、同年1月から同年11月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成30年1月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年1月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年1月1日から同年12月1日まで

私はA社に勤務していたところ、平成29年9月に給与が30万円となり、請求期間の始期である平成30年1月分以降の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、社会保険に加入しているものと認識していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成30年12月1日となっていた。後に会社の顧問社会保険労務士が厚生年金保険被保険者資格取得年月日の訂正手続きを行い、取得年月日が平成29年9月1日となったものの、厚生年金保険の記録では、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

請求期間について厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳(写)、A社から提出された給料一覧表(写)(以下、併せて「給料一覧表等」という。)及び労働者名簿(写)並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給料一覧表(写)により確認できる請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、事業主から届出されるべき請

求者の厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額及び給料一覧表等により確認できる標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額、並びに日本年金機構の回答から30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年1月1日から同年12月1日までの期間について、当初、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年12月1日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の取得年月日を平成29年9月1日に訂正する旨の届出を提出しており、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。